

委員長	事務局長	課長	主務係長 : 関係係長	書記
令和4年第12回委員会会議録				
1	開催年月日 令和4年6月6日(月)			
2	開閉会時刻 開会:午前10時30分 閉会:午前11時32分			
3	場 所 福岡市選挙管理委員室			
4	出席委員 稲員委員長、大石委員長職務代理者、江藤委員、石井委員			
5	事務局職員 事務局長、選挙課長、庶務係長、選挙係長			
6	傍聴者 なし			
7	議 題			
	(1) 議案			
	議案第10号 直接請求に必要な選挙人の数について			
	(2) 報告事項			
	① 選挙人名簿登録者数について			
	② 在外選挙人名簿登録者数について			
	③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付 状況について			
	④ 指定都市選挙管理委員会連合会通常会議について			
	⑤ 南区における投票区の統合について			
	⑥ 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の 一部を改正する条例案について			
	(3) その他			
	次回以降の委員会の開催予定日時			
	・令和4年6月21日(火) 午前10時30分			
	・令和4年7月14日(木) 午前10時30分			
	・令和4年7月20日(水) 午前10時30分			

8 議事次第（○：出席委員、▲：事務局職員）
（1）議案
議案第10号について、事務局から説明を行い、審議の結果、出席委員の全会一致で可決された。
（2）報告事項
報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。
（3）その他
・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。
【質疑等】
○ 選挙人名簿登録者数は約129万人とのことであるが、福岡市の人口はどれくらいか。
▲ 令和4年5月1日現在で約162万人である。
○ 直接請求に必要な選挙人の数について、計算式が載っているが、この根拠は何か。
▲ 地方自治法の規定による。
○ 一部、複雑な式になっているのはなぜか。
▲ 一定以上の人口を有する地方公共団体において、必要署名数を緩和する措置がとられているため、計算式が複雑になっている。
○ 南区における投票区の統合について、変更後の投票区の範囲が広いように感じる。自治協議会からの要望とのことだが、それでも投票区が減ることに対する抵抗感がある。
また、有権者数も平均よりかなり多いように感じる。
▲ 今回、統合を希望された理由として、野多目北投票区の投票所が高台に位置していることや、投票所内に階段があることなどが挙げられる。
今回は、現投票所の代替となる施設が見つからなかったため、統合するに至ったようである。自治協議会でこのことについて話し合いがあった際には、南区選管も同席しており、統合するとかなり大規模な投票区となる旨は説明していたとのことであった。
○ 選挙運動の公費負担の限度額について、限度額を上回った場合は自己負担と

<p>なるが、下回った場合はその限度額をもらうことができるのか。</p>
<p>▲ 下回った場合は、実際にかかった費用が公費負担の対象となる。</p>
<p>なお、公費負担の費用は候補者に支払われるのではなく、契約業者に支払われることとなっている。</p>
<p>○ ポスター作成の企画費とはデザイン料のことか。</p>
<p>▲ お見込みの通りであり、企画費に1枚当たりの単価×枚数の金額を加えた額が限度額となる。</p>
<p>○ 郵便等投票は障がい者でないと利用できないのか。高齢者が増えてきている中で、要件の緩和を要求していくべきではないか。</p>
<p>▲ ご指摘いただいた点については、指定都市連合会の法改正要望の中で行っており、郵便等投票対象者を要介護4、要介護3全体を対象とするよう要望活動を行っている。引き続き要望していきたい。</p>
<p>○ 郵便等投票の場合は本人が申請するのか。</p>
<p>▲ 本人が郵便で申請することとされている。</p>
<p>○ そもそも郵便等投票の対象要件が厳しすぎる。要介護4・5という方たちは実際には動けない方がほとんどである。要介護2・3でも認知機能の低下がみられる方もいる。そのため、先ほど言われた要件の緩和は要望していかないといけない。</p>
<p>また、これとは別に移動投票所が必要なのではないか。高齢者や足腰の弱い方への対応措置として必要と思われる。全国的にも、特に田舎の方では取り入れられている。福岡市は交通の便がいいから投票に行けるというわけではなく、高齢者や障がい者の方は移動投票所があれば投票に行きやすいはずである。そういう制度を導入する時期に来ていると思われる。</p>
<p>○ 一人で判断することが難しい方への対応など、認知症の方への対応も必要だと思われる。</p>
<p>▲ 職員が代筆する代理投票という制度があり、意思表示が難しい場合はメモを持ってきていただければ、その内容を職員が代理で記載することはできる。</p>
<p>○ 病院に入院中の選挙人は、どのように投票するのか。</p>
<p>▲ 不在者投票指定施設に指定されている施設であればそちらの施設で投票できる。</p>